

# 《渋谷区在住で食事、生活にお困りの方へ》

渋谷区社会福祉協議会 地域福祉コーディネーター

## フードパントリー事業



### ★フードパントリーとは？

経済的な困窮から食事の確保が難しく、緊急的に食の支援が必要な方に、無料で食品を提供する取り組みです。ご家庭、企業、団体の皆さんからの寄付等を原資としています。

### ①食料品の支援

食事、生活にお困りの方へ食品を配布します



- 【対象】 (1) 渋谷区在住の方  
(2) ひとり親、失業、生活困窮などの理由で食事・生活にお困りの方  
(原則生活保護受給者は除く)  
(3) 「福祉なんでも相談窓口」※②にて継続して相談、支援を受ける意思のある方

【内容】 米、レトルト・インスタント食品、缶詰、菓子類等  
(寄付状況により量や内容が変わります)

上記(1)～(3)  
全て当てはまる方が対象です

【場所】・渋谷区役所 2階 渋谷区社会福祉協議会窓口 (渋谷区宇田川町1-1)  
※月～金 8:30～17:00 まで(祝祭日除く)

・渋谷区地域共生サポートセンター<結(ゆい)>・しぶや<  
(渋谷区桜丘町2-3-2 1 渋谷区文化総合センター大和田9階)  
※火～土 10:00～19:00 まで(祝祭日除く)



### ②福祉なんでも相談窓口

フードパントリー利用希望の方は、地域福祉コーディネーターが生活の困り事、悩み事等のお話をうかがい、地域のみなさんや関係機関と連携し、継続して支援していきます。



今食べる物がなく、緊急で困っている

詳しく相談したい

寄附のご希望

などの場合も、  
まずはご連絡・ご相談下さい



電話

03-6452-5072

メール

s-soudan-shibuya-shakyo@tokyo.email.ne.jp

受付時間：8:30～17:00 土日・祝日・年末年始はお休み

個別相談の為の  
公式LINE登録は  
こちら



【フードパントリーに関するお問い合わせ】渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課 地域総合相談支援係